

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	法 務 省
ご意見をいただく 事項	第2 - 1 - (1) 被告適格者の見直しについて
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度 上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>抗告訴訟については、現在、被告である処分庁に訴状が送達されているが、法務省は、司法権・立法権の行使に関しては、それぞれの機関に送達された取消訴訟等については、いわゆる法務大臣権限法の適用がないものとして扱っている。また、公正取引委員会のした審決取消請求訴訟のように、独立性の強い行政委員会のした処分の取消訴訟など、個別法においていわゆる法務大臣権限法の規定が適用除外とされているものもある。このように、三権分立の観点から他の機関の指揮を受けない性質の事件や独立性の高い機関の事件があることから、被告を「国」とした場合に、これを代表するのがだれかという点が問題となるので、法的手当の検討が必要になると思われる。</p> <p>また、抗告訴訟について、被告を国とすることとしても、訴状において処分行政庁を明記することが請求を特定する上で有益であるし、行政庁の特定がされない場合、被告側において迅速に応訴対応することが困難な状況も想定されるので、訴状に行政庁を記載するものとするとの訓示規定を設けるなど、何らかの手当てを考慮する必要がある。</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	法 務 省
ご意見をいただく事項	第 2 - 1 - (2) 行政訴訟の管轄裁判所の拡大について
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度 上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>多数の者に対し、一括して同種の行政処分がされる場合（例えば、司法試験の合否決定など）については、争点を同じくする同種の訴訟が多数提起される可能性があるが、このような場合に、裁判結果の統一、全国各地で提起される訴訟への行政庁による迅速かつ充実した訴訟対応という観点から、同種の訴訟について、行政庁の所在地における同一の裁判所で行うことも可能とするよう、移送の規定を整備することを検討すべきである（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 3 6 条第 2 項参照）。</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	法 務 省
ご意見をいただく 事項	第2 - 1 - (3) 出訴期間等の教示について
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度 上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>教示義務の対象となる処分は、以下の理由から、書面でするものに限るべきである。</p> <p>本省の所管する処分の中には、例えば、司法試験の不合格処分など、個別に通知を行っていないものもあるが、仮に、不合格者に対し、個別に出訴期間等の教示を書面で行うこととなった場合、新たに郵送料等の費用が必要となり、コストの増加（受験者の負担増等）を招くこととなる。</p> <p>また、例えば、矯正施設において被収容者に対してなされる措置（戒具使用、保護房収容等）などについては、戒護上緊急の必要に基づいてなされる措置であり、その都度、出訴期間等について教示することは、措置の性質上極めて困難であるし、限られた人的資源の下で管理運営されている矯正施設にとって、事実上不可能である。</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

	省庁名等	法 務 省
ご意見をいただく事項	第2 - 2 審理を充実・迅速化させるための方策の整備について	
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度 上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>(全体について)</p> <p>処分に関する記録の提出については、現在、情報公開法や平成13年12月1日施行の改正民事訴訟法における文書提出命令等の制度が整備されており、さらに、今般の民事訴訟法の改正により提訴前の証拠収集手続制度が導入されると、提訴前の証拠収集も可能となる。したがって、これらの制度の運用実績等を慎重に検討する必要がある。</p> <p>(「イ 処分又は裁決に関する記録等の提出について」について)</p> <p>行政機関が保有する記録等の中には本来的に公開になじまないものがあるのであって、個人、法人等の権利利益、国の安全、公共の利益等に対する適切な配慮は必要不可欠である。</p> <p>例えば、難民認定に係る資料の中には、外交機密等に係る資料も存するが、その公開によってわが国の外交政策に重大な支障をもたらしかねないものもあり、収容施設の状況等が明らかとなる記録については、その公開によって、当該施設の保安に重大な支障をもたらすおそれもある。</p> <p>また、公安審査委員会は、破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく規制処分の審査を行うことを任務としている(公安審査委員会設置法第1条の3、第2条)が、同委員会の会議(同法第11条)の内容についての記録が公開されることによって、同委員会の事務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるのみならず、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>さらに、「刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書」は、刑事裁判のために作成されたものであって、行政処分のための記録ではない上、民事訴訟法第220条第4号ホにおいて、関係者の名誉・プライバシーの保護の要請が存すること、刑事訴訟法、刑事確定訴訟記録法等の個別の法律において、それぞれ関係者の利益保護、捜査の秘密及び刑事裁判の適正の確保等とこれらの開示・公開により図られる公益等との調整を考慮した上で、その開示の要件・方法等について独自の規律をしていること、刑事事件又は少年の保護事件において押収されている文書は、専ら刑事手続等において使用する目的で、一時的に保管しているものであり、訴訟関係人の利益保護、捜査の秘密及び裁判の適正の確保の観点から除外されており、行政訴訟においても、これらの趣旨は当然に当てはまるものである。</p>		

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

	省庁名等	法 務 省
ご意見をいただく 事項	第2 - 3 本案判決前における仮の救済の制度の整備について	
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度 上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>執行停止要件が緩和された場合には、執行停止が認められる場合が多くなると考えられるが、その場合に、行政処分の執行が停止されることによって失われる公益に配慮して、現行法第25条第3項の規定の見直しを併せて図る必要がないかを検討すべきである。</p> <p>内閣総理大臣の異議の制度を廃止し、かつ、執行停止決定の執行を一切停止することができない制度とした場合には、公益を著しく害することになる事案が生じるおそれがないかの検討が必要である。例えば、公安審査委員会が暴力主義的破壊活動や無差別大量殺人行為を行った団体に対してする観察処分その他の処分のように、公共の安全や秩序の維持に関する処分について、特別の配慮が必要ないかを検討すべきである。</p> <p>抗告訴訟における仮の救済は、保全処分に類する性質を有するものと解されるから、その救済は、本案の訴訟において終局的に求めることができる範囲内に限られるものと考えべきである。</p> <p>また、仮の地位を定める仮処分に類する仮の救済の制度の創設をするに当たっては、処分の性質を勘案して、仮の救済制度の適用除外をすべき処分がないかを検討する必要がある。例えば、司法試験の不合格者が、不合格処分の取消訴訟を提起し、仮の救済を求めた場合に、合格者としての地位を仮に与えることが相当であるかは慎重に検討する必要があると考えられる。</p> <p>行政訴訟で争う機会を実質的に保障するという理由で、一律に一定期間経過後にしか処分の執行力が発生しないようにすべきという考え方や、処分が執行された場合に原状回復が不可能なときには、執行停止の要件の有無を厳格に審理することなく一旦執行を停止して、緊急にその要件の有無を審理する暫定的な執行停止制度を導入すべきであるとの考え方があるようであるが、このような考え方が採られると、例えば、退去強制令書及び収容令書について暫定的に一定期間執行力が発生しないとされれば、在留資格のない外国人の収容が不可能となり、逃亡を防止することができなくなるおそれがあるし、公安審査委員会が、暴力主義的破壊活動や無差別大量殺人行為を行った団体に対してする各種の処分についても、これを適時適切に執行することができなくなれば、公益に著しい支障を及ぼすおそれがある。</p>		

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	法 務 省
ご意見をいただく事項	第2 - 4 - (1) 行政の作為の給付を求める訴えについて
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度 上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>作為の給付の訴えが許容される要件，裁判所が命ずるべき給付の内容等が明らかではないため，意見を差し控えたい。</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	法 務 省
ご意見をいただく 事項	第 2 - 4 - (2) 行政の行為の差止めを求める訴えについて
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度 上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>行政の行為の差止めを求める訴えが許容される要件，行政の行為の差止めを命ずる判決の効力が明らかではないため，意見を差し控えたい。</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	法 務 省
ご意見をいただく 事項	第 2 - 4 - (3) 確認の訴えについて
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度 上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>確認の訴えが認められる範囲を拡大する場合には、確認の対象、確認の利益が認められる範囲等につき、法律において、何らかの限定を付さなければ、訴えの適法性に疑義のある訴えが増加し、実務上混乱を来すおそれがある。</p> <p>例えば、弁済供託の受理は処分であるが、その取消し等をしなくとも、民事訴訟において、供託原因の不存在を主張することが許される。したがって、このような場合にまで、行政庁との間で供託受理処分の違法、無効等を争う確認訴訟を認める必要はないから、現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができる場合には、確認の訴えの提起を認める必要はないと考える。</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	法 務 省
ご意見をいただく事項	第2 - 5 - (1) 行政立法，行政計画，通達，行政指導などへの取消訴訟の対象の拡大について
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度 上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>指摘の事項を取消訴訟の対象とするか否かの検討に当たっては，国民の権利義務に関する具体的な紛争の解決に資する場合に限定するための要件をどのように設けるのが相当かを十分に検討すべきである。</p> <p>例えば，行政機関の発する通達は，上級行政機関が関係下級行政機関及び職員に対しその職務権限の行使を指揮し，職務に関して命令するためのものにすぎないから，通達を取消訴訟の対象とする場合には，通達の取消しを許容するための要件を検討する必要があると考える。</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	法 務 省
ご意見をいただく 事項	第2 - 5 - (2) 取消訴訟の排他性又は出訴期間の限定， 行政決定の違法確認訴訟の創設について
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度 上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>取消訴訟の排他性と出訴期間は，公益の実現を目的とする行政の作用の在り方，行政の仕組みと密接に関連する問題であって，行政の早期安定性の確保を図るものでもあるから，以下の観点も考慮すべきである。</p> <p>例えば，難民不認定処分取消訴訟においては，難民認定が専ら海外において生じた事象を対象にしているという特殊性から，出訴期間を延長した場合には証拠が散逸して事実の把握が困難となり，適正な訴訟遂行が困難となるおそれがあり，法律関係の早期確定という観点から，難民認定のように，行服法の例外として不服申立期間が7日に短縮されている（入管法61条の2の4）ものもある。</p> <p>また，出訴期間の制限を廃止した場合には，行政文書の保存期間の経過により，訴訟が提起された時点では，処分に係る事実関係が不明確になっている可能性がある（例えば，司法試験に関する訴訟に出訴期間の制限がないとしたら，約5万人に上る受験願書，約4万5千通の短答式試験の解答用紙，約8万4千通に上る論文式答案用紙を永久に保存しなければならないことになる。）ため，行政文書の保存期間が，最短で1年未満とされている（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表第2）こと等の事情も考慮する必要がある。</p> <p>行政決定ないし行政上の意思決定という概念は，極めて広範な行為を含むものであるため，いわゆる処分性の要件をこのような概念に置き換えるに当たって，更なる限定のための要件を設けないこととし，又は解釈にゆだねることとする場合には，具体的な紛争の解決とはおよそ関係のない訴えが提起されて，実務上混乱を招くおそれがある。</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	法 務 省
ご意見をいただく 事項	第 2 - 5 - (3) 裁判所が判決で必要な是正措置を命ずる 考え方について
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度 上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>請求が明確でないと、審判の対象が拡大して、裁判所の審理判断が遅延する おそれがある上、被告にとっても、防御の対象が明確にならず、防御権の行使 に重大な支障を及ぼすおそれがある。</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	法 務 省
ご意見をいただく 事項	第 2 - 5 - (5) 出訴期間の延長について
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度 上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>出訴期間を定めるに当たっては、国民の権利救済の機会の確保の要請ばかりでなく、行政の法律関係の早期確定という要請にも留意する必要がある。例えば、難民不認定処分取消訴訟においては、難民認定が専ら海外において生じた事象を対象にしているという特殊性から、出訴期間を延長した場合には証拠が散逸して事実の把握が困難となり、適正な訴訟遂行が困難となるおそれがあり、難民認定のように、法律関係の早期確定という観点から、行服法の例外として不服申立期間が7日に短縮されている（入管法61条の2の4）ものもある。したがって、出訴期間をあまりに大幅に延長することとはすべきではない。</p> <p>また、出訴期間について教示義務を設けること等によって、出訴期間の制限を徒過したことにより、国民の権利救済が困難となる事態の発生を抑制できないかどうかを検討すべきではないか。</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	法 務 省
ご意見をいただく 事項	第 2 - 6 - (1) 原告適格の拡大について
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度 上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>A案ないしD案は、客観的な判断基準として不明確であると考えられるので、より判断が容易となるよう、何らかの要件を加えることなども検討すべきではないか。</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	法 務 省
ご意見をいただく 事項	第2 - 6 - (2) 自己の法律上の利益に関係のない違法の 主張制限の規定の削除について		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度 上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>現行法上は、個別の法的主体に属する権利義務関係を目的とする主観訴訟が原則であり、法規の適用の適正を保障し、一般公共の利益を保護することを目的とする客観訴訟は民衆訴訟（選挙訴訟や住民訴訟等）や機関訴訟など特に例外的な場合に認められているものであるから、この問題を検討するに当たっては、主観訴訟の目的、性質との関係を十分に考慮する必要がある。</p>			

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	法 務 省
ご意見をいただく 事項	第 2 - 6 - (3) 団体訴訟の導入について
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度 上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>指摘されているような , 広く国民全体に広がった利益に係る処分に関し , 団体訴訟制度を設ける際には , どの範囲の者に原告適格を認めるべきか否かは , 当該処分の特質 , 利益状況に応じ , 具体的に検討しなければ決し難いものと考えられるから , 個別実体法において規定すべきものと考えられる。</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

	省庁名等	法 務 省
ご意見をいただく事項	第2 - 7 - (1) 主張・立証責任を行政に負担させることについて	
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度 上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>行政訴訟における証明責任の分配は、処分の性質，根拠法規の趣旨，証拠との距離，当事者間の公平等を考慮して，個別に処分の根拠法の解釈によって定めることが適切であると考え。例えば，次のとおり，行政側に主張立証責任を課すことが相当ではないと考えられる場合がある。</p> <p>現行法上，在留資格の変更や更新を求める場合には，その申請者において資料を提出して在留資格の変更事由等の存在を立証すべきとされているが（入管法20条3項，21条3項参照），これらの不存在についての主張立証責任を行政庁の側が負うこととなれば，行政庁に過大な調査義務が課され，多大な事務が生じることとなり，行政の円滑な事務遂行が妨げられるおそれがある。</p> <p>不法入国及び不法上陸に係る退去強制令書の発付手続における退去強制事由のうち，有効な旅券を所持しないで本邦に入ったことなどの一定の事由については，容疑者において容易に立証し得ることから，その存否の立証責任は容疑者にあるとされているところ（入管法46条），その不存在についての主張立証責任を行政庁の側が負うこととなれば，その調査能力を超えた過重な負担を負うこととなり，結果的に不法滞在者の在留を認めざるを得なくなってしまうおそれもある。</p> <p>申請主義を採っている外国人登録制度においては，我が国のような戸籍制度を有しない国も存することから，行政庁の側において身分関係の真偽を明らかにすることには限界があり，外国人登録における記載に関し，不服があるとして取消訴訟が提起された場合に市町村が主張・立証責任を負うこととなれば，その負担は著しく過大なものとなる。</p>		

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	法 務 省
ご意見をいただく 事項	第2 - 7 - (2) 処分の理由等の変更の制限について
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度 上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>行政事件訴訟において理由の変更を許すのは、紛争の一次的解決を確保する趣旨であり、司法制度の効率を高める意義をも有するものである。また、処分には期限が定められていることも多く、新たな処分理由が判明する事態が生じることのないではなく、そのような場合にまで、一律に、処分理由の変更を制限するとすれば、客観的に見て適切な判決を得ることができず、公益を害する事態が生ずるおそれもある。加えて、処分の段階で処分理由をすべて述べておかなければならないとすると、それだけ行政庁の負担が増し、申請に対する応答が一般的に遅れるおそれがある。したがって、処分理由の変更を制限することとするかは、慎重に検討する必要がある。</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	法 務 省
ご意見をいただく 事項	第 2 - 7 - (4) 裁量の審査の充実について
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度 上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>ある処分が裁量処分であるか否か、いかなる性質の裁量処分であるかは、個別の実体法が定めるものであって、裁判所の裁量処分の審査は、このような個別の実体法の定めを前提として、個別に行われるものである。例えば、入管法上の在留の許可等は、法務大臣の自由裁量による処分であり、個々の事案に応じた判断を行っていることから、行訴法において一律の基準を設けることにはなじまないものとする。したがって、裁量処分の審査手法を行政事件訴訟法において、一律かつ一般的に定め得るものではないと考える。</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	法 務 省
ご意見をいただく事項	第 2 - 8 - (1) 訴え提起の手数料の軽減について
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度 上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>行政訴訟という類型一般に関する訴え提起の手数料の軽減については、今般のいわゆる民事訴訟等費用法の一部改正及びその運用の状況等も踏まえ、慎重に検討する必要があると考える。</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	法 務 省
ご意見をいただく 事項	第 2 - 8 - (2) 弁護士報酬の敗訴者負担の取扱いについて
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度 上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>弁護士報酬敗訴者負担制度の導入の在り方については、現在、訴えの提起を不当に萎縮させないという観点も踏まえ、司法アクセス検討会において総合的に検討されていると承知している。したがって、行政訴訟における弁護士報酬の敗訴者負担の取扱いについては、この司法アクセス検討会における検討の結果と整合性を図る観点から、その検討結果を見る必要があると考える。なお、この場合において、行政訴訟という類型一般に関し特段の措置を行うことについては、慎重に検討する必要があると考えられる。</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	法 務 省
ご意見をいただく事項	第2 - 8 - (3) 不服審査前置による制約の緩和について
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度 上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>不服審査前置の規定は、個別の法律において、大量的に行われる処分であって行政の統一を図る必要がある、専門技術的な性格を有する処分である、審査請求に関する裁決が第三者機関である等の理由から、設けられたものであって、その趣旨は、行政による救済と司法による救済との合理的な資源配分の見地から十分合理性を有するものであると考えられる。したがって、個別法の趣旨等を勘案せず、一律に不服審査前置主義を採用することを禁止する理由はないと考える。</p>	